

生健会の陳情を受けて 北九州市が「生活保護のしおり」大幅改善

今年1月に北九州市議会に対して、生健会北九州市協議会が一時扶助について簡単にしか書いてなく、分かりにくいので「生活保護のしおり」に、分かりやすく詳細に記載するよう陳情を行いました(口頭陳情の詳細は本紙、第7号裏面を参照)。

生活保護利用者の親が遠隔地で亡くなった場合、葬儀に行くのに交通費がないから葬儀参加を控えている方が多くいます。

その他にも、病院への通院費、常時失禁者のおむつ代、歩行補助杖、眼鏡等々が必要な場合、臨時的な出費が必要な場合でも、生活扶助費のみでしか生活できないと思込んでいる方が沢山います。

それなのに「しおり」には、一時扶助のことが少ししか書かれてなく、ケースワーカーに聞いても「そんな制度はない」と言われることが多くあります。市の職員から「無い」といわれれば法律に書いてないんだなと思込でしまいがちですが、実際には制度はあります。

そこで、私たちは市議会に陳情を行いました。これに対し保護課は「より分かりやすく記載できないか考えていきたい。生活保護のしおりの中でやっていきたい」と答

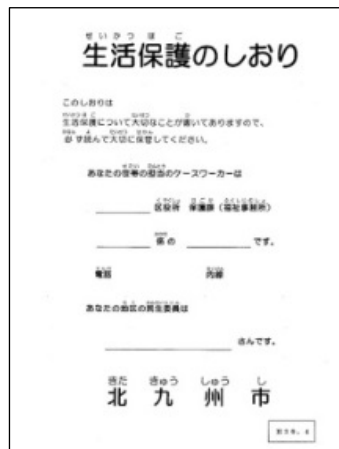
弁していました。

小倉生健会は、陳情だけでは、不十分と考え、独自に「一時扶助等の一覧」を作成し、保護課に提案しました。その結果、4月付けで「しおり」が改訂され、小倉生健会が具体的に提案し

た内容が大幅に盛り込まれました。

これまでわずかし記載されてなかった「しおり」に8ページ半も「一時扶助」についての記載がされました。

一時扶助制度が利用者に詳細に知られることにより、最低生活費を削って生活することが少なくなることを期待します。



＜第4回合同班会議＞
桜は散っていましたが、今回も沢山の質問で盛り上がりました



小倉生健会は、交流を深めるために合同班会議を時々開催しています。

今回は、「花見と交流」を計画しましたが、桜はとっくに散ってしまっていたので、部屋の中で、弁当やお菓子をつまみながら交流を行いました。

参加者からは、社会保障や生活保護に関する質問が多く出され今回も盛り上がりました。

この取り組みで会員が一人増えました。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

＜主な日程＞

5月13日(日)13時半 第14回生存権裁判を支える会総会

戸畑生涯学習センター2階

5月18日(金)18時 第182回社保協生活保護問題連絡会 健和会

えっふーん

「生活保障法」を「生活保護法」に 日本政府が「困るから」と改ざん

「生活保護」という言葉から生活保護を「恥」と思ったり「偏見」を持つ人が少なからずいます。実は日本政府によって、偏見が生まれてくるように名称が改ざんされていました。

戦後、生活保護法がつけられたとき、GHQ(連合国軍総司令部)はこの法律を「生活保障法」(Daily Life Security Law)と呼んでいましたが、日本政府の担当官は「これでは個人の権利が強くなり過ぎて困る」と思って、「生

活保護法」と訳しました。日本語をよく知らなかったのか GHQ からとがめられることがなかったという話が残っています。

国連でも「公的福祉給付」(public welfare benefits)という言葉が使われています。生活保護というのは日本独自の言葉なのです。

「公的年金」を「恥」と思う人はいません。「年金は権利」だと多くの人が思っています。名称はとても大事ですね。

◇小倉生健会

今月の学習会は、「生活保護のしくみと保護費の計算」でした

生活保護費の計算や要否判定は複雑で難しいです。

その複雑な保護費の計算を簡単に行い、同時に、生活保護制度を理解することが出来る「最低生活費 簡易計算シート(エクセル)」を使って、学習会を行いました。

門司生健会や鞍手町からも参加いただきました。会員も一人増えました。



国保加入者ですが

失業したため入院費が無くて困っています

でも、生活保護を受けるのはさけたい！

(答え)

国民健康保険に加入している方で、収入が一定額以上減少し、北九州市の基準を満たした場合には、医療費の一部負担金(自己負担分)を減額・免除する制度があります。

特に、入院については自己負担が原則3ヶ月、特段の理由がある場合は6ヶ月までゼロになります。また、以前は、保険料の滞納があれば対象外でしたが、入院の場合は滞納があっても適用されるように改善されました。

この制度は、各自治体によって減免内容や対象が異なります。国民健康保険法第44条の規定を北九州市において改善するよう、小倉生健会も加入する北九州社保協(北九州市社会保障推進協議会)が陳情を行った結果実現しました。大いに活用しましょう。

この制度は、健和会大手町病院などで実施している「無料低額診療」(本紙2017年11月号で掲載)とは別の制度です。

●くらしで困っている人のための 生活保護の手引き

＜生活保護制度を知る資料＞

小倉生健会は、生活保護制度を知っていただくために、3つの「資料」を作りました。

●生活保護の要否 年金・手当等 や労働収入と保護費の関係

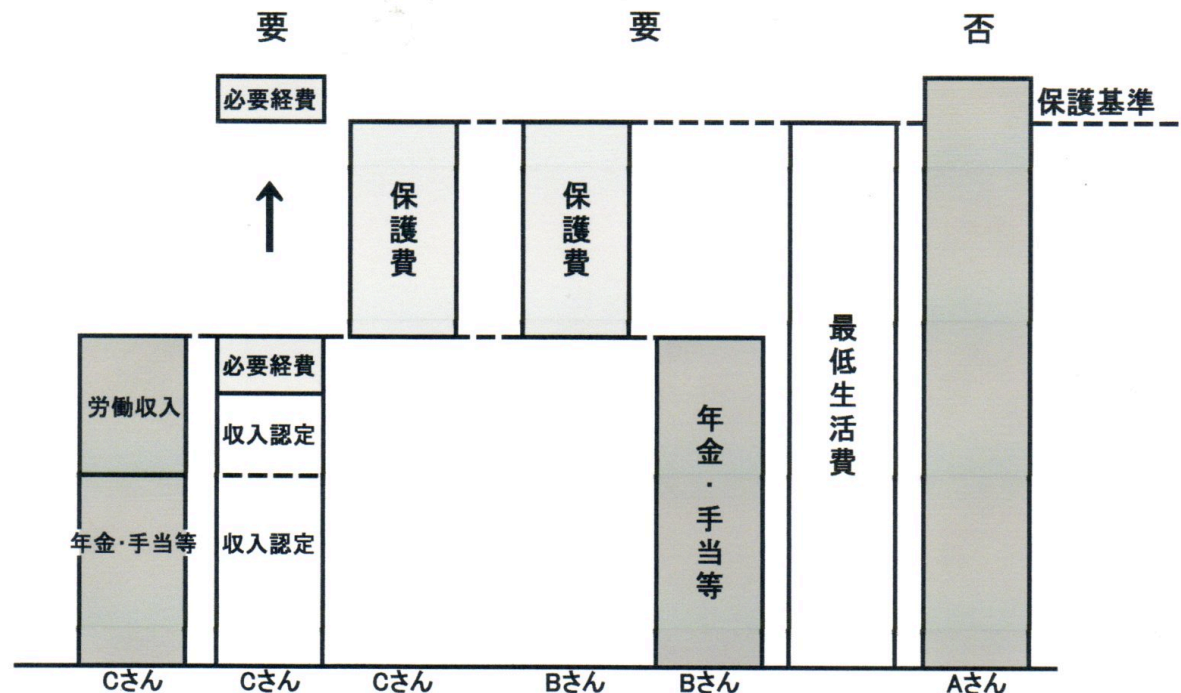
- ①最低生活費－年金・手当等＝保護費。
- ②手持ち金＋年金・手当等が、最低生活費より少ない場合は保護を受けることができます。
- ③労働による収入がある場合は、必要経費が認められます。

●暮らしで困っている人のための 生活保護の手引き

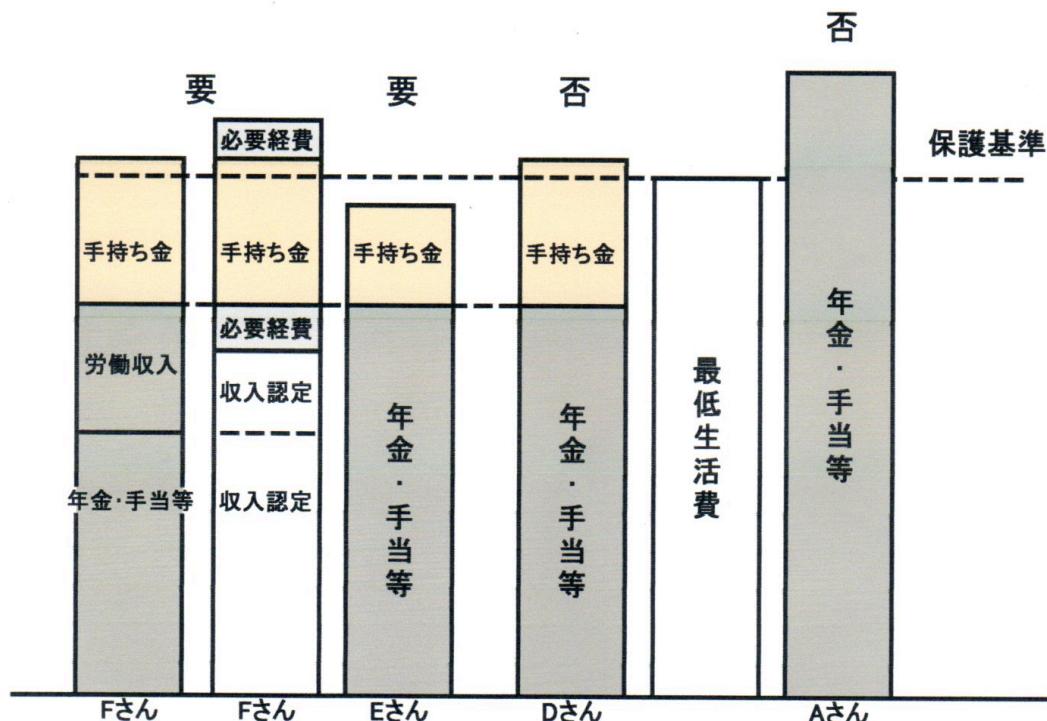
QアンドA方式で、4ページに
わたり、生活保護に対する27項
目の疑問に分かりやすく答えてい
ます。

●生活保護の基準 北九州市
(2018年10月まで)

6ページにわたって、生活保護基準や一時扶助制度、働いて得た収入に対する必要経費、生活扶助費や早見表等を、北九州市の資料も活用して作成しました。



●生活保護の基準
北九州市（2017年版）

[illegible]